

○介護報酬算定基準の解釈通知について

「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（以下、「解釈通知」という。）が令和3年3月15日に改正されました。この改正内容の中で市公式 YouTube にて動画配信している介護保険制度改正の説明に含まれていない内容についてお知らせいたします。

なお、解釈通知の改正内容のうち一部分のみの説明になりますので、解釈通知を必ずご一読いただきますようお願いいたします。

【居宅介護支援】

○運営基準減算

運営基準減算の該当項目が新しく追加されます。

指定居宅介護支援の提供にあたって利用者に説明すべき内容として、

- ・前6月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合
- ・前6月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合

について文書を交付して口頭での説明を行い、利用者から署名を得なければならないとされています。

運営基準減算に該当する項目となりますので、令和3年4月以降に新規に契約する利用者には、必ず文書を交付し、説明し、署名を得るようにしてください。

「前6月間」については、前期（3月1日から8月末日）と後期（9月1日から2月末日）となっており、令和3年4月の新規利用者に対しては、後期の割合の説明をすることとなります。

○居宅介護支援費（Ⅱ）の算定要件

①情報通信機器の活用

居宅介護支援費Ⅱの算定要件の1つである情報通信機器の活用がありますが、情報通信機器の具体例は、

- ・事業所内外や利用者の情報を共有できるチャット機能のアプリケーションを備えたスマートフォン
- ・訪問記録を随時記載できる機能のソフトウェアを組み込んだタブレット

等とされています。

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」「医療情

報システムの安全管理に関するガイドライン」等に遵守していることとされています。

②事務職員の配置

事務職員については、介護支援専門員が行う一連の業務等の負担軽減や効率化に資する職員とし、その勤務形態は常勤の者でなくても差し支えない。なお、当該事業所内の配置に限らず、同一法人内の配置でも認められますが、常勤換算で介護支援専門員1人あたり、1月24時間以上の勤務を必要となります。

【地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護】

○通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

感染症や災害の影響により、延べ利用者数の減が生じた月の実績が前年度の平均延べ利用者数から5%以上減少している場合、3ヶ月間基本報酬の3%の加算が算定できることについては、事務処理手順が通知されていますのでご確認ください。

「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」

【地域密着型特定施設入居者生活介護】

○サービス提供体制強化加算

加算Ⅰの算定要件に「提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取組を実施していること」が新設されています。その取組とは、サービスの質の向上や利用者の尊厳の保持を目的として、事業所として継続的に行う取り組みを指すものとされ、取組の例は下記のとおりです。

- ・L I F Eを活用したP D C Aサイクルの構築
- ・I C T・テクノロジーの活用
- ・高齢者の活躍（居室やフロア等のソウジ、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化
- ・ケアに当たり、居室の定員が2以上である場合、原則としてポータブルトイレを使用しない方針を立てて取組を行っていること

実施に当たっては、取組の意義・目的を職員に周知するとともに、適時のフォローアップや職員間の意見交換等により、取組の意義・目的に則ったケアの実現に向けて継続的に取り組むものでなければなりません。

【その他】

下記の事項に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例が通知されています。厚生労働省HPの「令和3年度介護報酬改定について」のページに掲載されています。

○科学的介護情報システム（L I F E）関連加算

○リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理